平成２５年（フ）第３５２号
奈良県天理市荒蒔町203番地
債務者　新田　石男
1　決定年月日時　平成25年10月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　髙林　　昇
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後１時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第３５４号
奈良市青垣台３丁目６番地の９
債務者　小裏　順子（旧姓小林）
1　決定年月日時　平成25年10月21日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　中村　　航
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月17日午後１時20分
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第６１２号
熊本市中央区新屋敷１丁目15番３号
債務者　大塚　廣美
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　福西　武夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月18日午後２時
5　免責意見申述期間　平成25年12月17日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２５年（フ）第１７８号
釧路市昭和南３丁目６番７号
債務者　佐藤　　清
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時40分
5　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１７９号
釧路市昭和南３丁目６番７号
債務者　佐藤　明美
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　青木　一志
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成25年12月25日午後３時50分
5　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
釧路地方裁判所

平成２５年（フ）第１３号
大分県佐伯市大字長良4698番地６
債務者　矢野マキ子
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　廣瀬　和弘
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成26年１月22日午後２時10分
5　免責意見申述期間　平成25年12月20日まで
大分地方裁判所佐伯支部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２５年（フ）第５１号
島根県出雲市中野町858番地　サンエスタ21―Ａ―203
債務者　平田悠香里
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月９日まで
松江地方裁判所出雲支部

平成２５年（フ）第２８３号
函館市戸倉町16番２号
債務者　磯　　勇介
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第２９３号
函館市深堀町27番１号
債務者　田中　眞臣
1　決定年月日時　平成25年10月23日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
函館地方裁判所

平成２５年（フ）第３４７号
愛知県岡崎市日名中町４番地14　シティハイムみやびＡ101号室、住民票上の住所愛知県岡崎市東大友町字筆屋３番地　ガーデンヒルズ東大友303
債務者　池田　晴彦
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２５年（フ）第２３８号
奈良県大和高田市大字大谷718番地12
債務者　西川　隆一
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２６７号
奈良県宇陀市大字陀野依517番地の６
債務者　新子　　学
1　決定年月日時　平成25年10月22日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月11日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第６０号
福岡県大牟田市新地町８番地１　大牟田市営新地町住宅３棟202号
債務者　古賀　章二
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月12日まで
福岡地方裁判所大牟田支部

平成２５年（フ）第８２号
岐阜県海津市南濃町太田841番地２　ダイコー社宅103
債務者　南　　和良
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第９３号
岐阜県安八郡安八町牧3117番地の86
債務者　山越　剛志
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１１１号
岐阜県大垣市今宿２丁目195番地１
債務者　吉安　慶起
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
岐阜地方裁判所大垣支部破産係

平成２５年（フ）第１４８号
愛知県碧南市三宅町４―44　挟間猛方、住民票上の住所愛知県豊橋市寺沢町字睦美23番地１
債務者　廣田美代子
1　決定年月日時　平成25年10月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年12月13日まで
名古屋地方裁判所豊橋支部